

広報しろいし有料広告募集要領

1 目的

この要領は、広報しろいしに広告枠を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

2 掲載位置及び規格

掲載位置及び規格は次のとおりとする。

- (1) 広告の規格は、1 枠あたり縦45ミリメートル横88ミリメートル（以下「第1種広告」という。）及び縦45ミリメートル横180ミリメートル（以下「第2種広告」という。）とする。
- (2) 広告の版色は4色（カラー）印刷とする。
- (3) 広告の掲載は、市政情報提供に影響ない範囲とし、掲載位置は、市が決定する。

3 掲載要件等

掲載できる広告は、白石市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条の各号に規定している各号のいずれにも該当しないものとする。

4 募集枠

募集する広告枠は、1 回に発行する広報紙当たり8枠とする。

5 広告料

広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 第1種広告 広報紙1号につき10,000円
- (2) 第2種広告 広報紙1号につき20,000円

6 募集に申し込みできる者

募集に申し込みできる者は、白石市広告掲載基準第5条の規制業種又は事業者には該当しないものとする。

7 募集方法

広告の募集は、広報紙及びホームページにより公募する。

8 広告の申し込み方法

- (1) 広告の申し込みは、白石市有料広告（広報しろいし）掲載申込書（様式第1号）に広告のデータを添付して、広告を掲載しようとする月の2か月前15日までに提出するものとする。ただし、15日が休日の場合は、休日の翌日とする。
- (2) 広告の申し込みは、1回の申し込みにおいて、同一年度内の発行する広報紙の広

告掲載申し込みが出来るものとする。

(3) 年度内申し込みの広報紙は、5月号から翌年4月号発行の広報紙とする。

(4) 広告のデータ形式は、Adobe社 InDesign、Illustrator、Photoshop、PDFのデータもしくはJPEG、TIFFの画像ファイル(サイズをあわせたもののみ)とする。

9 掲載の決定

申込受付後、広告主及び広告内容を要綱第12条の規定による広告掲載審査委員会で審査の上、広告掲載の可否を決定し、要綱第6条に規定する白石市有料広告掲載決定(却下)通知書により通知する。この場合において、募集枠を超えたときは、次の順位により決定し、候補者が多数になるときは抽選により決定する。

- (1) 複数月の掲載申し込みをした事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者
- (2) 市内に本店を有する事業所
- (3) 市内に事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者
- (4) 宮城県内に本店または事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者
- (5) (1)～(4)のいずれにも該当しない事業者

10 掲載準備・撤去

掲載する広告の原稿は、広告主が作成するものとし、原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

広告の内容が不適当なときは、市は広告主に対し、広告の内容の補正の指示を行い、広告主は広告の内容を補正し、市が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出するものとする。

11 責任

広告主は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

広告主は、広告の掲載に関して第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

12 料金の納付

掲載料金については、市が発行する納入通知書に記載された額を、指定された納期までに納入するものとする。

既納の広告掲載料金は、原則として還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付するものとする。

- (1) 市の都合により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 市長が正当な事由があると認めたとき。

1 3 掲載の取消

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主又は広告の内容が規定する基準等を満たしていないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 指定する期日まで広告掲載料金の納入がないとき。
- (4) 広告内容等の補正の指示に広告主が従わないとき。
- (5) 広告主は広告内容が不相当と判断したとき。